

No.	ページ	事前質問・意見内容	事前質問・意見への事務局回答	事前資料送付後の本文修正箇所(修正後の文言)
1	全体	現行の携帯基地局の設置に関する景観形成ガイドライン(以下、基地局ガイドライン)への準拠	基地局ガイドライン中の視対象の整理表などは、携帯電話基地局に限らず、景観全般に通じるものと考えます。今回の景観計画改定後も、基地局ガイドラインは、景観計画を補完するものとして存続し、運用してまいります。	—
2	9	1 景観まちづくりの課題の「城下町の町割り整備された通り」とは、旧藩時代の小路、例えば「洪紙小路」、「七ツ蔵小路」、「御殿小路」、「観音小路」、「蓮池小路」、「薬湯小路」などのことを指していると考えていいですか？	そのとおりです。	—
3	9	・②景観計画改定の理由として「再生可能エネルギーへのパラダイムシフトと景観の保全との調和を図ること」の必要性だけが挙げられているが、①の課題と対応していない。 ・①の課題は、a: エネルギーのパラダイムシフトによる「あらたな課題」(太陽光発電)、b: いま取り組んでいる景観保全をさらに進めるための「前向きな課題」(手向など)、c: 今までの景観計画がカバーしきれなくて景観が悪化した、あるいは悪化しそうという「引きずってきた課題」(山あて景観、内川沿いの沿道景観、鶴岡ホテル等歴史的建造物の保全……ほかにもたくさんありそう)に分けて整理してはどうか。 ・そののちに、それぞれの課題に即して景観計画改定の必要性を論じてくれると、改定の意義が明快に伝わるのではないか？	次のように、「景観まちづくりの課題」と「景観計画改定の必要性」が対応しています。 課題(ア) ⇒「SDGsにおいても世界共通での達成目標となっている再生可能エネルギーへのパラダイムシフトと本市固有の文化やこれまで営まれてきた市民生活の背景としての景観の保全との調和を図り」 課題(イ)・(ウ) ⇒「郷土の歴史的・文化的資源としての景観を将来に亘り継承していく」	—
4	9	・(ウ)の表題と内容が一致していない。 ・説明として記述しているのは山あて景観なので、(ウ)の表題は「山あて景観の継承」にした方がよいのでは？ ・(ウ)の表題に記述された「鶴岡らしさを表す通りや内川の眺め」も大きな課題。 ・道路拡張に合わせ内川沿には駐車場が並んでしまい、同時に空き家も増えたことで、川とかかわりのある風情が失われつつある。土蔵、田沢稲舟の生部屋、魚市場の古い倉庫も失われるなど、内川の眺めは大きく変わった。これはこれまでの景観計画、施策の枠組ではどうしようもなかった課題。 ・「鶴岡らしさを表す通り」とはどこのことか、「●●通りのように」と表記してくれると分かり易い。	(ウ)鶴岡らしさを表す通りや内川の眺めの継承 この記載は、「鶴岡らしさを表す通りや内川の眺め」ではなく、「鶴岡らしさを表す、通りや内川の眺め」の意味合いです。修飾がわかりにくいので、右記のとおり修正します。 また、家屋の更新等で空き家が生じたり駐車場に変わることを景観計画で食い止めることは、ご指摘とおり困難であると考えます。	【①景観まちづくりの課題】 (ウ)鶴岡らしさを表す、通りや内川の眺めの継承
5	10	鶴岡市総合計画P9のまちづくりの基本方針に『〇 創造と伝統の力で、地域の個性を磨き、資源を活かして、まちの魅力を高めます。』とあり、特に「創造と伝統の力」について景観計画の中で重点を置いたところはどんな点ですか？	・伝統の力⇒「貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成」を基本方針の一つに掲げている点。特に今回の改定では、手向地区と松ヶ岡地区で「地区における制限」を盛り込む点と鶴岡らしさを表す山当て景観の継承を盛り込む点。 ・創造の力⇒これまで受け継がれてきた本市の景観を保全し、変化し続けるまちの中で生かし続けることは、創造である点。鶴岡地域の方針では、歴史的な建造物と近現代建築物の融合を目指している点。	—

No.	ページ	事前質問・意見内容	事前質問・意見への事務局回答	事前資料送付後の本文修正箇所(修正後の文言)
6	12	<ul style="list-style-type: none"> 何が目標で何が方針なのかがわかりにくい。もう少し分かり易くできるのでは？ 目標、課題、方法・手段をはっきりと分けて書いてくれるとよい？ 分かりにくいもう一つの理由が、似たような言葉の繰り返し。例えば鶴岡の方針p17、p18では、すべての段落の最後が「景観保全に努めます」と「景観形成に努めます」になっている。景観保全や景観形成を行うことは共有されているので、それぞれのタイプで、どのように行うのかを書いてくれるとありがたい。 基本方針、類型別方針、要素別方針、地域別方針を一覧表で整理してくれると分かり易いのではないか？言葉の繰り返しも避けられるのでは？ 	<p>目標については、12ページの6段落目に記載しており、14ページからの「(1)基本方針」は、その目標を達成するために市民・事業者・行政が何をするかを考えるための共有すべき方針という整理をしています。</p> <p>「(1)基本方針」において、方法・手段まで細かく記載することは目指してはならず、あくまで目標と方針の共有を意図するものです。本市では、7ページ「(2)計画の目的」にあるように、「対話を通じた良好な景観の形成」を図っていくことを目指しています。</p>	—
7	14	<p>「鶴岡らしい魅力的な」とまとめると、鶴岡らしさとは？という事になるので「鶴岡に在る歴史的文化的資源を」あるいは「鶴岡の歴史的文化的資源を」として、鶴岡らしさを削除するのはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考にして、鶴岡らしさを定義しつつ文言整理していきます。</p>	<p>【3. 良好な景観の形成に関する方針 (1)基本方針】 美しく豊かな自然環境や歴史が積み重なり今を彩る本市固有の価値ある景観を保全し後世へ継承するため、自然を守り育て、地域の特性を生かし、歴史的・文化的資源を大切にしたい、鶴岡らしい魅力的な景観まちづくりを行います。</p>
8	17	<p>「各時代の建造物などが積み重なり形成されてきた都市構造、古くからの歴史的な街なみなど多様な地域固有の都市景観を保全し、…」 …歴史的な街なみ ⇒ 藩政期からの建物や小路そして明治期からの擬洋風建築(下見板系)である旧西田川郡役所、旧鶴岡警察署、大宝館などを含んでいると考えていいですか？</p>	<p>そのとおりです。</p>	—
9	17	<ul style="list-style-type: none"> ここには「都市構造、歴史的な街なみなどの都市景観を保全する」ことで「自然環境と調和した景観形成に努める」という文章がある。 商業工業住宅地域でも自然環境との調和は大事だとは思いますが、どういう目標像なのか、またどう方法で商業工業住宅地における自然環境との調和を実現しようとしているのかが、伝わらない(私だけ?)。説明が必要だろう。 行政と民間が、何をどうしないといけないのか、そのところを具体的に共有できるような文言と図版であることがのぞましい。 	<p>以下、既述となります。</p> <p>目標については、12ページの6段落目に記載しており、14ページからの「(1)基本方針」は、その目標を達成するために市民・事業者・行政が何をするかを考えるための共有すべき方針という整理をしています。</p> <p>「(1)基本方針」において、方法・手段まで細かく記載することは目指してはならず、あくまで目標と方針の共有を意図するものです。本市では、7ページ「(2)計画の目的」にあるように、「対話を通じた良好な景観の形成」を図っていくことを目指しています。</p>	<p>【②都市景観 商業・工業、住宅地域】 各時代の建造物などが積み重なり形成されてきた都市構造や古くからの歴史的な街並みなど、多様な地域固有の都市景観を保全し、自然景観とも調和した景観形成に努めます。</p>
10	18	<ul style="list-style-type: none"> 拠点景観、軸景観という景観の見方についての説明が欲しい。 例えば軸景観という考え方で何を大事にしようとしているのか等あらかじめ説明があると、あとの説明が分かり易いのではないか？ 羽黒の大鳥居周辺地区の景観は、(類型)自然景観×農業地域、(要素)拠点×史跡という理解でOK？ 手向は(類型)都市景観×住宅地域 (要素)軸景観×街路でよいか？ p17サイエンスパークは(類型)都市景観×工業団地 (要素)拠点×公共施設という理解でOK？ 「拠点景観および軸景観は本市固有のまちの個性」とあるが、その意味は？ 前節の都市景観にも「古くからの歴史的な街なみなど多様な地域固有の都市景観」と書いてあるが、そことの関係は？ 	<p>個々の場所の景観は、A類型別のいずれかには該当しますが、B景観要素別には必ず該当するものではありません。</p> <p>ご質問の個別の場所については、そのとおりです。</p> <p>拠点景観及び軸景観については、何かと何かの組み合わせで構成されているものと考えます。「江戸期の建築物(古いもの)」と「平成の建築物(新しいもの)」、「城下町の町割由来の小路」と「高館山」など、その組み合わせが本市固有であり、鶴岡の個性であると考えます。</p>	<p>【(1)基本方針】・15ページに追記 ※拠点景観…多くの市民が集う場や活動の中心となる施設及びその周辺の景観 ※軸景観…河川沿いの空間や、街路・幹線道路沿いなど軸上に連続した景観</p>

No.	ページ	事前質問・意見内容	事前質問・意見への事務局回答	事前資料送付後の本文修正箇所(修正後の文言)
11	18	<p>・「公共施設とその周辺環境を適正に保全する」となっているが、公共施設の廻りに特別なルールを設定しようとしているように読めるがそれでよいのか？大鳥居のこと？</p> <p>・この項目は、公共施設の在り方を論じているのか(市の責務)、あるいはその周りの民間への呼びかけ(隣接地の責務)なのか・・・そのあたりからして大変わかりにくい</p>	<p>(1)基本方針の各項目では、特別なルールを設定しようとしているのではなく、あくまでも市民・事業者・行政が共有すべき方針であり、市民・事業者・行政全てに示しています。</p> <p>公共施設の敷地内はもとより、本方針に基づく取組みが公共施設周辺ににじみ出していくことで、良好な景観形成につながるものと考えます。</p>	—
12	19	<p>軸景観に関して、山当てが街路だけに書かれています、河川や堀も重要と思います。このパートの3番目に眺望軸、景観軸等のタイトルで、別に設けたほうがよいのではと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>「河川及び水辺周辺」の箇所に山当てを明記します。</p>	<p>【A類型別⇒④軸景観】 本市を流れる河川や水辺とその周辺環境を適正に保全し、河川や水辺からの山々などの自然環境や街並みなどの眺望(山当て景観など)、…</p> <p>【①鶴岡地域⇒景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺】 内川や鶴岡公園内堀・赤川などの水辺空間の…</p>
13	19	<p>・タイトルは「街路、幹線道路周辺」だが、a小路にもふれている、b「周辺」ではなくみちからの眺めの話に限定している。タイトルに工夫が必要では？</p> <p>・軸景観とは何かを少し説明してくれるとありがたい(既述した)</p> <p>・「ふるさとらしさが感じられる良好な景観形成」を実現するために軸景観でやらなければならないことをストレートに記述してほしい。次の二つ？</p> <p>みちから(軸に沿って)山々が見えるようにすること(山あて)</p> <p>みちに沿ったまち並を整えること</p> <p>・次の河川においても再び「ふるさとらしさが感じられる良好な景観形成」という言葉が出てくる。この言葉は景観計画全体の目標なので、方針では具体的なことを示す必要があるのではないか？</p>	<p>ご指摘を参考に、右記のように章立てと文言を整理します。</p>	<p>【A類型別⇒④軸景観】 街路(通りや小路)周辺 城下町の町割りで整備された通りや小路沿いとその周辺環境を適正に保全し、通りや小路から望む周辺の山々の眺め(山当て景観※など)、空や山などの豊かな自然環境と調和した田園都市にふさわしい、鶴岡らしさが感じられる良好な景観形成に努めます。</p> <p>幹線道路周辺 日常生活に欠かせない幹線道路とその周辺環境を適正に保全し、そこから望む周辺の山々の眺めなどの豊かな自然環境と調和した田園都市にふさわしい、ふるさとらしさが感じられる良好な景観形成に努めます。</p> <p>河川及び水辺周辺 本市を流れる河川や水辺とその周辺環境を適正に保全し、河川や水辺からの山々などの自然環境や街並みなどの眺望(山当て景観など)、親水や憩い、安らぎなどのふるさとらしさが感じられる良好な景観形成に努めます。</p>
14	20	<p>特に風力発電においては「導入推進」で本当によろしいのか？ この部分は削除すべきなのでは？日本のエネルギー危機を救うために、ノルマとして押し付けられていると感じる。</p>	<p>「市総合計画基本計画1-(8)-ア」及び「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン1目的」において、導入・利用の推進を掲げていることから、景観計画においても記載するものです。</p>	—
15	21	<p>景観特性であることを「鶴岡らしさ」の一つと定義・・・は、とても良いと思います。</p>	<p>所感として承ります。</p>	—
16	21	<p>中心市街地で抱える課題解消策として、「低層緑地タウン」なるものはどうか？ その内容は、鶴岡市の中心市街地に「歩いて暮らせるまちづくり」の方針を活かし、「センター小学校 ⇒ 致道館小学校区を新設」その致道館小学校に子供を通わせたいと思えるタウンを創設。 若い世帯を中心市街地に惹き寄せる1つのモデルケースとして ☆例:広い遊休地、空き家空き地を活かし、低層緑地タウンを計画 以上の具体案を念頭においた景観計画検討を是非お願いしたい。</p>	<p>中心市街地への居住促進(居住回帰)、空き家・空地問題の解消を含む中心市街地活性化にとって貴重な意見と考えます。 市では現在、中心市街地の今後のグランドデザインの策定に着手しており、その検討の中で参考にさせていただきます。</p>	—

No.	ページ	事前質問・意見内容	事前質問・意見への事務局回答	事前資料送付後の本文修正箇所(修正後の文言)
17	21	都市的類型別/自然的景観、地域景観要素別/拠点景観、景観要素別/拠点景観/公共施設周辺 など現要素を取り上げただけの方針になっていないですか？ 将来を見据え、現在保有する素晴らしい要素と同時に、現代や未来に問題となってしまう課題を少しでも解消できる施策が望まれるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、現在の類型別・景観要素別に記載したものであり、その範囲で将来起こり得る景観上の問題を未然に防ぐための方針にしたいと考えています。 現在は想定し得ないながらも、将来において起こり得ることが覚知された問題については、計画の改定など、必要な対応を検討することとします。	—
18	21	・少なくとも地域別方針においては、軸景観や拠点景観としてどこを対象と考えているのかを具体的に示したほうが良いのではないかと。図版を添付してはどうか？ ・具体的に軸景観や拠点景観を考えることで、どういった景観保全をどのように進めないといけないということが分かる。そこを行政と民間が共有できるように整理して示すことが景観計画の大きな意義だろうと思うのですが。	全部を列挙することは困難ですので、各分類を象徴する写真を用い、キャプションを挿入することで対象の一例としてお示ししていきます。	—
19	24	—	—	【各地域別の方針】追加
20	38	—	—	【各地区の視対象の整理表】追加
21	39	太陽光発電について、シミュレーションのことを付記する必要はないですか。	手続きフローチャートにおいて明記していきます。	【景観計画に関する手続】 フローチャートの文言修正予定
22	39	地区における制限の位置付けを明確にする必要がある気がします。なぜこれらの地区だけを選んでいるのか。たとえば、三の丸地区はなぜ入っていないのか、疑問が湧きます。	三の丸地区は当面、「三の丸地区の景観まちづくりガイドライン」の運用を継続し、地元の機運の盛り上がりや合意を基に計画への位置付けをします。また、市では中心市街地の今後のランドデザインの策定に着手しており、その中での検討も想定されます。	【4・行為の制限に関する事項】 良好な景観を形成するため、景観計画区域である市全域において、大規模な建築物等について行為の制限を行います。また、日本遺産の関連区域であるなど固有の歴史的・文化的景観を有している地区や、住民による協定等で市街地においても先進的な景観形成を目指している地区については、市全域における制限よりもきめ細かな「地区における制限」を導入します。なお、本市内には他にも良好な景観形成に取り組んでいる地区があり、当該地区における住民の機運の高まり等を踏まえ、今後、「地区における制限」の順次追加を検討します。
23	40	景観形成基準・建築物・意匠もかなりの努力目標です。	現計画から改定していない箇所であり、今回の改定で厳しくしたり緩くしたりしたものではありません。	—
24	42	—	—	【届出対象行為】 ・建築物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 ただし、住宅等の場合、原則として建築面積10㎡を超えるもの 農業用施設の場合、建築面積33㎡を超えるもの ・工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 (太陽光発電関連施設も含む)
25	44	—	—	【区域の範囲の記載】 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の重点区域「羽黒手向地区」のうち、羽黒町手向地区10集落全域 【届出対象行為】 ・建築物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 ・工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 (太陽光発電関連施設も含む)
26	47	—	—	【届出対象行為】 ・建築物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 ・工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 (太陽光発電関連施設も含む)

No.	ページ	事前質問・意見内容	事前質問・意見への事務局回答	事前資料送付後の本文修正箇所(修正後の文言)
27	52	—	—	<p>【景観形成基準 — 敷地の緑化】 (シンボルロード接面及び側道面に接する境界の緑化) シンボルロード接面及びシンボルロードに正面接面しかつ側道(緑道含む)に接する宅地の側道接面は、車両出入口以外の道路境界に、植樹柵等を用いての幅員1m以上の緑地帯を設け、原則として、低木植栽以上のものを施工すること。</p> <p>(シンボルロード背面道路に接する境界の緑化) シンボルロードを正面とした場合の背面境界については、車両出入口以外の道路境界、または、境界に擁壁が施されている場合は擁壁上部に、植樹柵等を用いての幅員1m以上の緑地帯を設け、原則として低木植栽以上のものを施工すること。</p>
28	58	—	—	【景観まちづくりの取組例の追加】 作成中
29	i	—	—	【景観計画改定の経過】 作成中
30	ii	—	—	【景観計画改定の体制】 作成中
31	x	—	—	【景観まちづくり市民フォーラム】 作成中
32	xi	—	—	【用語解説】 作成中

※その他、誤記など軽微な修正あり。